

**【重要】**

**新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている留学生が、学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」について、各機関から日本学生支援機構への対象となる留学生の推薦方法等を案内させていただきます。**

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 2 7 日

日 本 語 教 育 機 関 担 当 課 御 中

文部科学省高等教育局学生・留学生課

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）  
推薦方法について（依頼）

平素は日本語教育の振興に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、5月19日付事務連絡において、日本語教育機関から日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）に対して、本給付金の対象となる留学生（在留資格「留学」の者）の推薦を行うことについて、ご協力をお願いしたところです。

この度、別紙のとおり、推薦枠についてご案内いたしますので、JASSO への推薦リストの提出にあたりご留意くださいますようお願いいたします。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00686.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

（本件問合せ先）

文部科学省高等教育局学生・留学生課修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3508）

e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※ メール の 件 名 に 【 機 関 名 】 記 載 ぐ だ さ い 。

## 『学生支援緊急給付金』受給対象者の推薦方法等について

各機関においては、事務処理要領等を確認の上、6月19日(金)までに、対象となる留学生の審査、推薦リストの作成をお願いします。その際、以下(1)及び(2)について必ずご確認の上、JASSOへ提出いただきますようお願いいたします。

### (1) 各機関が支給対象者として推薦することのできる推薦枠について

対象となる留学生の推薦リストをJASSOへ提出いただくにあたって、機関ごとの推薦枠(推薦ができる上限額)を設定します。

各機関において以下に示す方法により自らの推薦枠を算出の上、その推薦枠の範囲内で推薦リストを作成しJASSOへ提出してください。なお、事務処理要領等にも記載のとおり、6月19日までの間JASSOは随時、推薦リストを受け付けていますが、随時推薦を行う場合でも、最終的に下記にて算出した自らの推薦枠を超えて推薦することがないようご注意ください。

#### 推薦枠(推薦ができる上限額)の算出方法

留学生数(実員数) ※令和2年5月1日現在  $\times 8,000$  円 = 推薦枠(推薦ができる上限額)

※10万円未満は切り捨てとする。

※留学生数(実員数)が25人以下である場合は、一律20万円を推薦枠とする。

ただし、留学生数(実員数)が0人の機関には配分しない。

※留学生数(実員数)は、令和2年5月1日現在、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1に掲げられた教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする留学生数とする。

なお、専修学校専門課程である日本語教育機関においては、5月22日付け事務連絡にて文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課から依頼している専修学校専門課程として推薦してください。(重複推薦はできません。)

推薦枠は2回に分けて配分することを予定していますが、2回目の配分については今回の推薦枠使用の状況等を踏まえ、予算の範囲内で調整することとしています。

### (2) 日本学生支援機構(JASSO)への推薦リスト提出の方法について

添付の様式B「推薦リスト」を送付してください。(送付先等は様式をご確認ください。)

※「機関名」は、上記の別表第1に掲げられている「名称」を正確に記載してください。

なお、JASSOからの給付に先立ち、機関が立て替えて支払った場合は、様式A「銀行振込依頼書」も併せて送付してください。